

火藏省官制中改正、件
 右謹テ上奏ニ恭ニ、
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院、議ニ付セ
 ラレトシテ請フ
 昭和二十年五月二日
 内閣總理大臣男對鈴木貫太郎

大藏省官制中改正、件
 右謹テ上奏ニ恭ニ、
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院、議ニ付セ
 ラレトシテ請フ
 昭和二十年五月二日
 内閣總理大臣男對鈴木貫太郎



大藏省官制中改正、件
 右謹テ上奏ニ恭ニ、
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院、議ニ付セ
 ラレトシテ請フ
 昭和二十年五月二日
 内閣總理大臣男對鈴木貫太郎

文化
 00 細身入道
 25 グラフ・サ
 40 百万人の
 00 大衆の
 30 大衆の
 30 大衆の

勅令第 號

大藏省官制中左ノ通改正ス

第一條ノ二ヲ削ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 國家資金ノ動員及配分ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル事項

二 前號ニ掲グルモノノ外財政及金融ニ關スル綜合計畫ノ設定
其ノ他財政及金融ニ關スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項

三 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

四 一般會計又ハ特別會計ノ支辨ニ屬スル建造物ノ營繕ニ關スル事項但シ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大藏大

臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク

第三條 大藏省ニ左ノ五局ヲ置ク

主計局

主税局

國民貯蓄局

金融局

外資局

第五條ニ左ノ三號ヲ加フ

十二 東京都北海道地方費府縣市町村及公共組合ノ財務ノ監督

ニ關スル事項

十三 國有財産ノ總轄及整理ニ關スル事項

十四 雜種財産ノ管理處分ニ關スル事項但シ政府出資特別會計

ニ關スルモノヲ除ク

第七條ニ左ノ二號ヲ加フ

五 浮動購買力ノ發生防止ノ爲ニスル特殊決濟制度ニ關スル事項

六 臨時資金調整法第十條ノ十二ニ規定スル證券ニ關スル事項

第九條 金融局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國內資金ノ運用調整其ノ他國內資金ノ統制ニ關スル事項但シ資金調整及會社經理統制ニ付テハ軍需省ノ所管ニ屬スルモノヲ除ク

二 前號ニ掲グルモノノ外一般金融ニ關スル事項

三 國庫金ノ出納、管理及運用ニ關スル事項

四 貨幣ニ關スル事項

五 國債ニ關スル事項

六 保管金、政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券及政府出資特別會計ニ關スル事項

七 預金部預金ノ管理並ニ預金部資金ノ運用及經理ニ關スル事項

八 銀行、信託、保險及無盡ニ關スル事項

九 市街地信用組合、地方農業會、信用組合、戰時金融金庫、庶民金庫、恩給金庫、農林中央金庫及商工組合中央金庫ニ關スル事項

十 取引所、有價證券引受業、有價證券業及有價證券割賦販賣

ニ關スル事項

十一 社債等ノ登録ニ關スル事項

十二 紙幣類似證券及商品券ニ關スル事項

十三 計理士ニ關スル事項

第十一條 削除

第十三條 削除

第十四條 削除

第十七條中「大藏書記官ハ專任二十五人」ヲ「大藏書記官ハ專任

二十三人」ニ改ム

第十八條中「事務官專任二十八人」ヲ「事務官專任二十六人」ニ

改ム

第十九條中「監督官專任十三人」ヲ「監督官專任十一人」ニ改ム

第二十一條中「大藏屬ハ專任三百六十一人」ヲ「大藏屬ハ專任二

百八十九人」ニ改ム

第二十二條中「監督官補專任三十七人」ヲ「監督官補專任三十人

ニ改ム

第二十三條中「技手專任百六人」ヲ「技手專任八十五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

印 附